

保医発 0527 第 3 号
令和 4 年 5 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 2 号）が通知され、施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、明細書の患者への交付が義務化されたところであるが、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号)

(傍線部分が改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の<u>支払い</u>を受けるときは、<u>正当な理由がない限り</u>、領収証を無償で交付しなければならないこと。</p> <p>交付が義務付けられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものとし、別紙様式 1 を標準とする。</p> <p><u>なお、2 (2) ①の別紙様式 3 又は別紙様式 4 を標準とする領収証兼明細書を交付する場合は、別に領収証を交付する必要はないこと。</u></p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① <u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所</u></p> <p>ア <u>明細書の無償交付</u></p> <p><u>令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ <u>明細書の記載内容、交付頻度、様式</u></p> <p>明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。</p> <p><u>また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて 1 ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごと</u></p> | <p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について</p> <p><u>本年 9 月 1 日以降の施術分から、柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払</u>を受けるときは、領収証を無償で交付しなければならないこととしたこと。</p> <p><u>今回、交付が義務付けられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものとし、別紙様式 1 を標準とする。</u></p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p><u>本年 9 月 1 日以降の施術分から、患者から柔道整復師の施術に要する費用に係る明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付することとしたこと。</u></p> <p><u>この明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式 2 を標準とするものであるが、このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとする。</u></p> |

の療養費の算定項目が分かるもの) である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

エ 地方厚生(支)局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第5の4の(9)のアに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付

①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の

支払いを受けるときは、明細書が無償で交付することとする施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書が無償で交付すること。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

エ 地方厚生（支）局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のアに基づき、

明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付

①及び②に該当しない施術所においては、患者から明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付すること。

明細書の交付の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付さ

なお、明細書の発行の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。

れたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、希望する患者には明細書を交付する旨（明細書交付の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額等を含む。）を施術所内に掲示する等により明示すること。施術所内の掲示は別紙様式6を参考とすること。

3・4 （略）

3・4 （略）

(別紙様式1)

領 収 証

様

| | |
|------------|---|
| 保険分合計 | 円 |
| ① 一部負担金 | 円 |
| ② 保険外 | 円 |
| 合計金額 (①+②) | 円 |

令和 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電 話

(別紙様式1)

領 収 証

様

| | |
|------------|---|
| 保険分合計 | 円 |
| ① 一部負担金 | 円 |
| ② 保険外 | 円 |
| 合計金額 (①+②) | 円 |

令和 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電 話



(別紙様式2)

明細書

様

| | | |
|-------------|-------------|----------|
| 保 險 分 | <初検料・再検料等> | |
| | 初検料 | 円 |
| | 初検時相談支援料 | 円 |
| | 再検料 | 円 |
| | <施術情報提供料> | 円 |
| | <往療料> | 円 |
| | <施術料等> | (負傷力所) 円 |
| | 整復・固定・施療料 | 円 |
| | 後療料 | 円 |
| | 温電法料 | 円 |
| | 冷電法料 | 円 |
| | 電療料 | 円 |
| | 金属副子等加算 | 円 |
| | 柔道整復運動後療料 | 円 |
| | <明細書発行体制加算> | 円 |
| | <その他> | 円 |
| | 計 | 円 |
| | ① 一部負担金 | 円 |
| | ② 保険外 | 円 |
| 合計金額 (①+②) | 円 | |

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(別紙様式2)

明細書

様

| | | |
|-------------|------------|----------|
| 保 險 分 | <初検料・再検料等> | |
| | 初検料 | 円 |
| | 初検時相談支援料 | 円 |
| | 再検料 | 円 |
| | <施術情報提供料> | 円 |
| | <往療料> | 円 |
| | <施術料等> | (負傷力所) 円 |
| | 整復・固定・施療料 | 円 |
| | 後療料 | 円 |
| | 温電法料 | 円 |
| | 冷電法料 | 円 |
| | 電療料 | 円 |
| | 金属副子等加算 | 円 |
| | 柔道整復運動後療料 | 円 |
| | <その他> | 円 |
| | 計 | 円 |
| | ① 一部負担金 | 円 |
| | ② 保険外 | 円 |
| | 合計金額 (①+②) | 円 |

令和 年 月 日

住 所
氏 名

印

(別紙様式3)

領収証兼明細書

様

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 保 險 分 | <初検料・再検料等> | |
| | 初検料 | 円 |
| | 初検時相談支援料 | 円 |
| | 再検料 | 円 |
| | <施術情報提供料> | 円 |
| | <往療料> | 円 |
| | <施術料等> | |
| | 整復・固定・施療料 | 円 |
| | 後療料 | 円 |
| | 温罨法料 | 円 |
| | 冷罨法料 | 円 |
| | 電療料 | 円 |
| | 金属副子等加算 | 円 |
| | 柔道整復運動後療料 | 円 |
| | <明細書発行体制加算> | 円 |
| | <その他> | 円 |
| | 計 | 円 |
| | ① 一部負担金 | 円 |
| ② 保 險 外 | 円 | |
| 合計金額 (①+②) | 円 | |

(負擔力所)
力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(新設)

(別紙様式4)

領収証兼明細書
(令和 年 月分)

様

(枚中 枚目)

| 施荷日 | 令和 年 月 日 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 負擔力所 | カ所 |
| <初検料・再検料等> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 初検料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 初検時相談支援料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 再検料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <施術情報提供料> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <往療料> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <施療料等> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 保険分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 重複・固定・施療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 後療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 温療法料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 冷療法料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 電療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 金属副子等加算 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 柔道整復運動後療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <明細書発行体制加算> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <その他> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ① 一部負担金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ② 保険外 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計金額 (①+②) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

発行日 令和 年 月 日
住所
氏名

(新設)

(別紙様式5)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用について情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

(新設)

(別紙様式6)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用について情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望される方は、会計窓口までお申し出ください。発行手数料は1枚〇円になります。

(新設)